1 本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について

(交付要綱第6の(7))

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、遅くとも<u>令和7</u>年6月30日までに、仕入控除税額報告書(様式第5号)及び消費税確定申告書の写しを提出してください。

※提出時期が近づきましたら、改めて御連絡する予定です。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還していただきますので、御留意願います。

2 本補助金により整備した機械、器具及びその他の財産の管理等について

(交付要綱第6の(4))

事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が<u>単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産</u>については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこととされています。

3 本補助金に係る帳簿及び証拠書類の保管について

(交付要綱第6の(8))

補助事業にかかる収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの<u>書類を当該補助事業等が完了、又は廃止した年度の翌年度から5年間保存</u>しなければならないこととされています。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければなりません。